

財産権行使の制約をめぐる 事後的違憲審査と比例原則（1）

——QPC 導入後のフランス憲法院判決を手がかりにして——

蛭原健介

はじめに

- 一 憲法院判例における比例原則
- 二 2012年1月13日判決——関税法典376条の違憲性
- 三 2012年1月20日判決——商法典L624条の6の違憲性（以上、本号）
- 四 比例原則と解釈留保
- 五 比例原則による制約の正当化事例
- 六 検討

はじめに

1789年8月26日の「人および市民の権利宣言」は、財産権を神聖不可侵の権利として規定したことで知られている。その2条は、ほかなからぬ財産権（所有）を、自由、安全、圧制への抵抗とならんで「時効によって消滅することのない自然的な諸権利」——その保全こそ「あらゆる政治的結合の目的」なのであるが——に掲げている。そして、17条は、「財産権（所有）は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、これを奪われない」と宣言している。

しかしながら、今日では、財産権はもはや「神聖かつ不可侵の権利」ではなく、社会的な制約を受けるものとみなされている。1789年宣言が今なお憲法

規範性を有しているとはいえ、同じく「憲法ブロック」を構成する1946年憲法前文では、「現代にとくに必要なものとして…政治的、経済的および社会的諸原理」が宣言され、「すべての財産、すべての企業で、その事業が、全国的な公役務または事実上の独占の性格を有し、あるいはその性格を取得したものは、公共の所有に属さなければならない」と定められている。1958年憲法もまた、「1789年宣言が定める人権…に対する愛着を厳粛に宣言」しながらも、フランスを「社会的な共和国」と定義し、企業の国有化を法律事項の一つにあげている。

1958年憲法の下で設置された憲法院は、1971年7月16日の「結社の自由」判決以降、基本権の領域において判例を蓄積してきたが、当初、財産権の憲法上の位置づけは明確ではなかった⁽¹⁾。学説においても、財産権の社会的制約の必要性を論拠に、1789年宣言17条の憲法規範性それ自体を否定する見解や、財産権保障は他の人権の保障よりも一段弱いものと捉える見解が主張されていた⁽²⁾。

そのような状況にあって、ほかならぬ1982年1月16日の憲法院判決⁽³⁾、すなわち国有化法判決は、「1789年以降現在まで、財産権の目的およびその行使の要件は、新しい個別的領域への適用範囲の顕著な拡大と同時に、一般利益の要請する制約によって特徴づけられる発展を経た」と述べながらも、他方で、財産権（所有）の保持は、「自由、安全、圧制への抵抗」と同列に置かれる「政治社会の目的の一つ」であるとし、財産権を「完全な憲法的価値（pleine valeur constitutionnelle）」を有する基本権に位置づけた。この判決では、ミッテラン政権の重要政策であった企業の国有化を実現するための法律が違憲と判断されたこともあって、財産権に関する憲法院判決のなかでも、とりわけ激しい議論を呼ぶこととなった。財産権に「完全な憲法的価値」を与え、1789年宣言から財産権の憲法的保障を導こうとする国有化法判決の復古的な態度は、憲法院そのものに対する根本的批判を招き、また、財産権を制約してきた過去の立法の

憲法適合性に疑念を生じさせたのである⁽⁴⁾。

しかしながら、その後の憲法院判決では、財産権の「完全な憲法的価値」への言及を避ける傾向が見られるようになった。そして憲法院は、1989年7月25日判決⁽⁵⁾において、「財産権の目的およびその行使の要件は、新しい個別的領域への適用範囲の顕著な拡大と同時に、一般利益の要請する制約によって特徴づけられる発展を経た」としつつも、「1958年憲法前文が再確認した財産権の憲法的価値は、まさにこの発展に応じて理解されなければならない」と述べ、国有化法判決における財産権の解釈を変更したのである。実際、1989年以降の憲法院判例を見ると、財産権の憲法的価値を承認しながらも、比較的容易に財産権の制約を肯認するものが少なくなく、「完全な憲法的価値」という国有化法判決の表現は、もはや見出すことができない。

ドミニク・ルソー (Dominique Rousseau) によれば、1989年7月25日判決以降、財産権の憲法的保障に関して、次の3つの原則が確認されているという。すなわち、第一は、1789年宣言制定時と比較して、財産権の適用領域が新しい個別的領域にまで拡大されていることである。また第二は、財産権の行使が一般利益の要請に服する、という原則である。そして第三は、財産権に対する制約が財産権およびその本質的属性の射程を変質させるものであってはならない、という原則である⁽⁶⁾。

ルソーが指摘するように、憲法院は、日々進展する多様な個別的領域において、財産権制約の憲法適合性を審査してきた。たとえば、憲法院は、いわゆるエヴァン法に関する1991年1月8日判決⁽⁷⁾において、1989年判決の説示を踏襲して、「財産権が経てきた発展は、一般利益の名において要請される、その行使に対する制約によって特徴づけられる」と述べた上で、「1946年憲法前文11項を根拠とする、すべての人に『健康の保護』を保障するための措置」によって財産権は制約されうるとし、タバコの宣伝・広告を禁止する措置を合憲とした。また、消費者保護法に関する1992年1月15日判決⁽⁸⁾において、憲法院は、

「財またはサービスの販売において、公正な商業取引を確実にし、消費者の利益を促進しようとする制約」もまた、財産権の経てきた発展とともに、一般利益の名において要請されるにいたった制約であるとしている。このように、財産権をめぐる問題は、当然のことながら、フランス革命期にはまったく想定されなかった領域にまで広がっているのである。

1982年1月16日の国有化法判決においても、財産権制限立法の合憲性審査に際して確認されるべき2つの原則が示されたが、その基本的枠組みは今日も維持されている。それによれば、第一に、財産権の制約が一般利益上の理由にもとづくものであるか否か、またとくに、財産権そのものの剥奪については、「公の必要」から行われるものであるか否かが検討される。ルソーが指摘していた第二の原則がこれに対応する。そして第二に、その制約が財産権の憲法的保障を無視するようなものであるか否か、あるいは、その制約が財産権の意味と射程を変質させるような重大性をともなうものであるか否かの判断が行われる。ルソーのいう第三の原則がここで問題となる。したがって、財産権に対する制約が一般利益上の目的を追求するものであって、「公の必要」が認められるとしても、財産権の射程を変質させるほどの重大性を伴うものであってはならない。すなわち、2000年7月20日判決⁽⁹⁾が説示しているように、財産権に対する制約は、「一般利益上の理由によって正当化されなければならない」という条件と、「財産権の意味と射程を変質させるほどの重大性を伴うものではない」という条件を満たさなければならないのであって、立法者による恣意的な制約が許容されるわけではない。

ところで、財産権の制約については、財産権そのものの剥奪とその行使に対する制約とを区別する必要がある。前者については、1789年宣言17条が適用されるが、憲法院はその適用には慎重であり、財産権の剥奪に該当するとされる領域は、きわめて限定されている⁽¹⁰⁾。したがって、多くの場合、財産権そのものの剥奪ではなく、財産権の行使に対して法律で定められた制約の合憲性が

問題となる。そして、ここで注目されるのは、比較的最近の憲法院判決には、財産権の行使に対する制約をめぐって、その制約と立法者が追求する目的とが互いに均衡を保った適切な関係にあるかどうかを評価するために、比例原則を援用するものが少なくないという事実である。それらの憲法院判決においては、1789年宣言2条への言及とともに、「財産権の剥奪にはいたらない場合であっても、財産権の行使に対する制約は、一般利益上の理由によって正当化されなければならない、かつ、追求される目的との均衡が保たれていなければならない」という定式を見ることができる⁽¹¹⁾。

近年、新たにQPC (questions prioritaires de constitutionnalité) につき事後的な違憲審査制度が導入されたことにより、具体的事件に関連して、財産権制限立法の違憲性が申し立てられ、コンセイユ・デタや破毀院から憲法院に移送される事例が相次いでいる。そこで本稿では、最近のQPC判決のうち、財産権行使の制約について憲法適合性が審査され、その際、比例原則が援用された事例を紹介し、若干の考察を試みることにしたい。

一 憲法院判例における比例原則

1 比例原則の意義

ここでは、財産権に関する憲法院判決を紹介する前に、憲法院による比例原則の援用について、簡単に整理しておきたい⁽¹²⁾。ベルトラン・マチュー (Bertrand Mathieu) とミシェル・ヴェルポー (Michel Verpeaux) は、比例原則につき、以下のように述べている。「基本権の制限または調整は、ある技術、すなわち比例性審査の助けを借りて、とりわけ裁判官によって審査される。…比例原則は、立法者が、問題となる憲法上の諸原則を適切に調整しているかどうかを確認するためのものであり、換言すれば、立法者が、相対立する憲法上の諸要請の間

で均衡を実現しているか、それを変質させていないかどうかを確認するためのものである。比例性審査の形態は様々であるが、少なくとも理論的には、憲法院は、どのような仕掛けを使う場合であっても、最小限の審査を行うにとどまる⁽¹³⁾。そのうえで、マチューらは、比例原則が用いられる場面として、たとえば、「公の秩序の尊重」と「個人の自由」との調整のように「様々な憲法上の諸要請の間の調整、または、一般利益との調整を確実にする」ために比例原則が用いられる場合、1789年宣言8条に定められた刑罰の必要性原則のように「憲法上の諸原則の適用の条件」となっている場合、そしてさらに、自律的な憲法上の要請として比例原則が援用される場合があるという⁽¹⁴⁾。

フランスの憲法規範には、一般的・包括的な比例原則に関する明文規定はないものの、必要性や比例性を要求する個別的な規定が存在する。すでに言及した1789年宣言17条、「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならない」と規定した同8条、「逮捕が不可欠と判断された場合でも、その身柄の拘束にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって嚴重に抑止されなければならない」とする同9条がこれである。また、2004年の環境憲章5条は、「科学的知見の現状から損害の発生が不確実であっても、環境に重大かつ修復困難な影響を生じさせる可能性がある場合は、公的機関は、予防原則にもとづき、かつその権限の範囲内において、危険評価手続を実施し、損害の発生を回避するために一時的かつ均衡のとれた措置を講じるように留意する」と定めており、明示的に比例原則を盛り込んでいる⁽¹⁵⁾。このような個別的な規定では、マチューらのいう「憲法上の諸原則の適用の条件」として、比例原則が直接的に援用されるのである。

憲法院判事ジャクリヌ・ド・ギランシュミット（Jacqueline de Guillenchmidt）によれば、比例原則は、憲法によって保障された基本的保護と法律との関係が問題となるすべての領域で用いられる⁽¹⁶⁾。その一例として、比例原則を用いつつ、個人の自由や移動の自由は「公の秩序に対する侵害の予防、とりわ

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

け憲法的価値を有する権利の保護に必要な人身および財産の安全に対する侵害の予防」といった「憲法的価値を有する一般利益上の目的の保全に必要なもの」と調整されなければならないとした、憲法院 1981 年 1 月 20 日判決⁽¹⁷⁾があげられている。

比例原則の適用領域について、ド・ギランシュミットは、企業活動の自由のような自由権 (droit-liberté) と、憲法的価値を有する目的である公の秩序の保護との調整、あるいはまた、作為請求権 (droit-créance) に位置づけられる「通常の家族生活を送る権利」と公の秩序の保護との調整においても援用されるとし、かならずしも序列化によるのではなく、きわめて实际的に、立法者が効果的かつ合理的に調整を行ったかどうかを確認され、諸原則の比較衡量がなされているという⁽¹⁸⁾。

これまでの憲法院判例において比例性審査が行われた主な領域は、次のように整理されている⁽¹⁹⁾。

①自由権と作為請求権との調整

- ・私生活の尊重と 1946 年憲法前文 10 項に由来する連帯の要請
- ・企業活動の自由と連帯の要請
- ・企業活動の自由と雇用を受ける権利

②自由権と憲法的価値を有する目的との調整

- ・私生活の尊重と公の秩序の保護
- ・私生活の尊重と脱税防止
- ・表現の自由と公の秩序の保護
- ・企業活動の自由と公の秩序の保護
- ・地方公共団体の自由行政と適切な公金使用

③作為請求権と憲法的価値を有する目的との調整

- ・通常の家族生活を送る権利と公の秩序の保護

④自由権と一般利益との調整

- ・ 企業活動の自由と一般利益
- ・ 契約の自由と一般利益
- ・ 法的安定性と一般利益
- ・ 平等原則と一般利益など

以上のほか、ストライキ権の保護と一般利益の擁護との調整に際しても、比例原則が用いられることは少なくない。たとえば、憲法院は、1979年7月25日判決⁽²⁰⁾において、「ストライキ権は、それを規律する法律の範囲内で行使される」と定める1946年憲法前文7項を参照した上で、以下のように判示した。「憲法制定者は、ストライキ権が憲法的価値を有する原則であるとはいえ、それには限界があることを表明しようとしたが、ストライキが手段として用いられる職業上の利益の擁護と、ストライキによって性質上侵害されるおそれのある一般利益の擁護との必要な調整をはかるため、ストライキ権の限界を定める権限を立法者に付与した」と。そしてまた憲法院は、同じ判決において、ストライキ権と公役務の継続性との調整について検討している。このように、「比例性審査は、相互の限界を定めることにより、憲法的保護の間の調整を実現することをねらったもの」とされるのである⁽²¹⁾。

これらの叙述を見る限り、われわれが分析の対象とする財産権の保障は、比例原則が援用される典型的な場面として扱われているわけではない。しかしながら、すでに言及したとおり、とりわけQPC導入後の憲法院判例を見ると、立法者が行った財産権と一般利益との調整を検討する際、比例原則が援用される事例は確実に増えている⁽²²⁾。

2 比例原則の3要素とその適用事例

比例原則が様々な領域で用いられているとはいえ、行われる審査の厳格性は一様ではなく、「完全審査 (contrôle entier)」と「限定的審査 (contrôle restreint)」が存在する。完全審査においては、3つの判断基準、すなわち、「適

合性（adéquation）」「必要性（nécessité）」「狭義の比例性（proportionnalité proprement dite）」に照らして審査される一方、限定的審査においては、合目的性（opportunité）について立ち入った審査は行われない。しかし、ド・ギランシュミットによれば、いかなる場合に完全審査が行われ、いかなる場合に限定的審査となるかは、かならずしも明確ではないとされる⁽²³⁾。

フランス憲法院の判例において、比例原則の3つの要素——適合性、必要性、狭義の比例性——のすべてが明確に提示されることはきわめて稀であるが、この3つの要素に照らして審査が行われた事例として、保安監置（rétention de sûreté）に関する2008年2月21日判決⁽²⁴⁾が存在する。従来、憲法院は、必要性と狭義の比例性のみを提示していたのに対して、この判決では3つの要素のすべてが取りあげられており、そこにはドイツ連邦憲法裁判所や欧州司法裁判所の判例の影響が窺われるという。また、憲法院の審査に付された保安監置に関する法律は、さまざまな基本的権利・自由と衝突する可能性を含んでおり、比例原則を適用する格好の機会であったといわれている⁽²⁵⁾。

この憲法院判決は、保安監置⁽²⁶⁾につき、「人格の重大な障害を被っている者による再犯を回避し、予防すること」という目的に鑑みると、「刑罰ではなく、刑罰的性格を有する制裁でもない」ものの、自由剥奪的性質を有するものであって、それゆえ「1789年宣言9条および憲法66条に由来する、個人の自由は不必要な厳格さによって侵害されてはならないという原則」が尊重されなければならないという。そして、憲法的価値を有する原則である「公の秩序の保護」と、憲法によって保障されている基本的自由（本件では、移動の自由、私生活の尊重、個人の自由の保護）との調整が適切に行われているかどうか、判決において検討されるのである。

2008年2月21日判決においてとりわけ注目されるのは、3つの要件、すなわち、適合性、必要性、そして狭義の比例性の要件が満たされなければならないという、いわゆる比例性の「トリプル・テスト」の定式が明確に提示された

ことである。この定式にしたがって、まず、立法者の定めた措置の適合性が確保されているかどうか、つまり、保安監置が、立法者によって追求された目的に適合する措置であるかどうか、ここでは検討される。本件では、保安監置処分の対象者が、著しく重い重罪につき15年以上の懲役刑を宣告された者に限定されていること、また、対象となる人物の危険性が明白であることに鑑みて当該措置が評価されており、憲法院は、きわめて高い再犯可能性および人格上の重大な障害により著しく危険とされる者に限って、当該措置が適用されることを確認し、保安監置の目的適合性を肯定した。また、憲法院は、対象者の危険性評価にあたって、少なくとも6週間、専門の部で被收容者の観察が行われ、専門家による医学鑑定や学際的評価が行われる旨の規定が存在することも考慮して、「人格上の重大な障害を被っているため著しく危険な者のみに保安監置を適用する十分な保証になる」というのである。

次に、問題の措置は、同じ目的を追求する既存の規定との関係で、必要性が肯定されなければならない。提訴された法律では、自由に対する侵害がより少ない別の措置、具体的にいえば、性的・暴力的犯罪全国司法データベース（*fichier judiciaire national automatisé des auteurs d'infractions sexuelles ou violentes*）への登録や、再犯予防のための移動型電子監視では犯罪を予防するのに不十分であって、かつ、保安監置が犯罪予防の唯一の手段であると解される場合でなければ、保安監置処分を決定することはできないものとされていた。したがって、厳格な必要性がなければ保安監置処分を命ずることはできず、それゆえ、この措置の必要性は担保されるものと憲法院は解している。

そして最後に、問題の措置は、狭義の比例性を有するものでなければならない。本件では、司法権が保護することとなっている個人の自由に対する侵害と、再犯予防という目的との関係が均衡のとれたものとなっているかどうかの評価される。この点に関して、憲法院は、保安監置処分にいたる手続的保護、とりわけ司法機関の関与に言及し、「立法者は、保安監置の措置手続を定めているが、

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

それは、一方で、憲法 66 条によって司法機関が保護すべきものとされた個人の自由、他方で、追求される再犯予防という目的との間の立法者に課せられた調整を確実にするものとなっている」と述べている。さらに、本判決は、再犯予防という目的と保安監置の更新回数が無制限であるという不利益との均衡が欠けているとする申立理由に対しても、更新の時点で厳格な必要性が要求されているとして、これを退け、狭義の比例性を肯定したのである⁽²⁷⁾。

この 2008 年 2 月 21 日判決のように、明確な定式にしたがって、トリプル・テストによる比例性審査が行われる事例は限られているが、とくに狭義の比例原則が満たされているかどうかの判断は、財産権制限立法の違憲審査においても、しばしば行われてきた。そこで以下では、最近の QPC 判決を紹介しつつ、憲法院が比例原則を用いることによって、立法者による財産権と一般利益との調整をどのように評価しているかを見ていくこととしたい。

二 2012 年 1 月 13 日判決——関税法典 376 条の違憲性

2010 年に事後的違憲審査制度が導入されてから 3 年余りの間、憲法院は、数多くの財産権制限立法の憲法適合性を判断してきた。多くの場合、合憲の判断が下されているが、ここでは、2012 年に相次いで下された 2 つの違憲判決に注目してみたい。いずれも、比例原則が援用されるとともに、QPC の申立てにより憲法院に付託された現行法律が、追求される目的とは均衡のとれない侵害を財産権に及ぼすものであるという理由で違憲と宣言された事例である。

1 事実の概要

まずここで紹介するのは、憲法院 2012 年 1 月 13 日判決⁽²⁸⁾である。憲法院は、本判決において、税関で押収された貨物の没収について定めた関税法典の規定につき、違憲と宣言したが、その際、比例原則を援用して審査を行った。違憲と

された関税法典 376 条は、同 374 条とともに、コンセイユ・デタの 2011 年 10 月 17 日判決⁽²⁹⁾によって憲法院に付託されたものである。同法典によれば、税関職員は、没収の対象となるすべての物品を押収する権利を有することとされ、多くの関税法上の犯罪行為につき、所有物または物品の没収が罰則として定められていた。

憲法院に付託された関税法典 376 条は、以下のように規定していた。

「1 没収または押収された物品につき、その所有者は、所有権を主張することはできない。供託の有無にかかわらず、先取特権者を含む債権者が代金を請求することについても同様である。ただし、債権者が不正行為者に請求する場合は、この限りではない」。

申立人は、自己が正当な所有者であるはずの所有物が税関で没収された場合には、この規定が適用されてはならないと主張した。しかし、司法裁判所ではその主張が認められなかったため、申立人は、行政裁判所に対して国の責任を追及したところ、パリ行政地方裁判所は、申立人に対して損害を賠償するよう国側に命じる判決を下した。これに対して国側は控訴したが、QPC の申立てがあったため、パリ行政控訴院はコンセイユ・デタに移送し、さらにコンセイユ・デタがこの問題を憲法院に付託したのである。

2 判決の内容

関税法典の前記規定につき、申立人は、1789 年宣言 2 条および 17 条によって保障された財産権を侵害するものであり、違憲であると主張した。これに対して、憲法院は、以下のように判示した。

「財産権は、1789 年宣言 2 条および 17 条によって認められた人権の一つである。同宣言 17 条によれば、『財産権は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、これを奪われない』。しか

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

しながら、この条文の意味における財産権剥奪のない場合であっても、財産権に対する制約は、一般利益上の理由によって正当化されなければならない（cons. 4）。

…関税法典 376 条は、没収または押収された物品について、その所有者が権利主張をすることを禁止している。かかる禁止措置の目的は、国の債権の回収を保証すること、そして、運送人の選択を貨物の所有者の責任とすることによって関税法上の犯罪を防止することに存する。したがって、本件規定は、一般利益を追求するものである（cons. 7）。

しかしながら、関税法典 376 条は、いかなる場合においても、押収または没収された物品に対する権利を主張する可能性を所有者から奪っており、追求される目的と均衡のとれない侵害を財産権に及ぼすものである（cons. 8）。

以上により…関税法典 376 条は、憲法に違反すると宣言される（cons. 9）」。なお、憲法院は、関税法典 376 条を違憲と判断しながらも、この規定を即座に廃止することは明白に過度の結果を引き起こすことになる」と述べ、立法者が違憲状態を是正することができるように、廃止の期日を 2013 年 1 月 1 日まで延期する理由があると宣言した（cons. 11）。本判決の後、当該規定は、同じく違憲とされた関税法典 374 条とともに、2012 年 3 月 22 日の法律⁽³⁰⁾および 2012 年修正予算法律⁽³¹⁾によって改正された。

3 判決の意義

財産権の憲法的保障に関する憲法院判例は、「適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ」財産権を剥奪できないとする 1789 年宣言 17 条の名における保障と、同宣言 2 条の名における保障とを区別している。そして、憲法院は、後者を根拠として、財産権行使の要件に対する制約が、一般利益上の理由によって正当化されるか

どうか、追求される目的と均衡がとれた制約であるかどうかを評価するために、比例原則を援用してきたのである。

憲法院は、財産権の剥奪がすべて1789年宣言17条の保護領域にかかわるものとは解しておらず、「この条文の意味における」剥奪だけに適用されるとしてきた⁽³²⁾。この点を考慮に入れつつ、本憲法院判決は、「しかしながら、この条文（1789年宣言17条）の意味における財産権剥奪のない場合であっても、財産権に対する制約は、一般利益上の理由によって正当化されなければならない、追求される目的と均衡のとれた制約でなければならない」と述べたのである。

本判決において、憲法院は、制約目的については、一般利益を追求するものであるとして正当性を認めた。しかし、判決は、制約手段について、関税法典376条が「いかなる場合においても」押収または没収された物品に対する権利を主張する可能性を所有者から奪っている点において、追求される目的と均衡のとれない侵害を及ぼすものであると判断し、制約手段の比例原則適合性を否定した。

本判決の公式判例解説⁽³³⁾は、「権利主張の訴えは、それが認容された場合には、所有者がその財産を取り戻すことを可能ならしめる訴権」であって、「権利主張の禁止は、…とくに所有者が善意である場合には、かならずしも税関によって非難されるわけではないだけに、所有者にとって限度を超えた措置であるように解される」と述べている。そして、本件規定が比例原則を満たすことができず、違憲と判断されるにいたったのは、「権利主張が禁止される射程が過度に広汎であることに起因する」のであって、「訴訟事件の状況とは無関係に、また、所有者が善意であるか悪意であるかにかかわらず、すべての所有者について一切の権利主張を妨げるものとなっているからである」というのである。そこで、本件違憲判決に伴って新たに挿入された関税法典376条1bisでは、押収された貨物の所有者が善意であって、関税法典により訴追されていないときは、その貨物が関税法上認められるものである限り、刑事裁判において没収

が言い渡された場合であっても、処分が取り消される旨規定された。

ところで、ここで想起されるのが、第三者所有物の没収における手続に関する日本の判例である。日本においても、善意・悪意を問わず第三者の所有物を没収することを認める関税法の規定が存在していたが、最高裁は、昭和32年11月27日の大法廷判決において、「所有者たる第三者が…犯罪の行われることにつき、あらかじめこれを知らなかった場合即ち善意であった場合においても…〔その〕第三者の所有に属する貨物又は船舶を没収するがごときは…憲法29条違反たるを免れない」として、第三者所有物没収を悪意の場合に限定する限定解釈を行った⁽³⁴⁾。そしてまた昭和37年11月28日の大法廷判決は、第三者に財産権擁護の機会を与えることなく貨物が没収された事案につき、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところである…。関税法118条1項は、同項所定の犯罪に関係ある船舶、貨物等が被告人以外の第三者の所有に属する場合においてもこれを没収する旨規定しながら、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防禦の機会を与えるべきことを定めておらず、また刑訴法その他の法令においても、何らかかる手続に関する規定を設けていない…。従って、前記関税法118条1項によって第三者の所有物を没収することは、憲法31条、29条に違反する」と判示した⁽³⁵⁾。後者の最高裁判決では、適正手続を欠く具体的没収が違憲とされたものであったが、本件憲法院判決もまさしく具体的事件に関連して下されたQPC判決であった。最高裁判決では、憲法院判決のように比例原則が明示的に援用されているわけではなく、財産権に対する制約が追求される目的と均衡がとれているかどうかについて立ち入った検討がなされているわけでもないが、両者の事案が類似しているうえ、いずれの判決においても財産権の侵害を理由として違憲の判断が下されており、興味深い共通性が見出されよう。

三 2012年1月20日判決——商法典L624条の6の違憲性

1 事実の概要

憲法院は、2012年1月13日判決の直後に下された2012年1月20日判決⁽³⁶⁾においても、財産権制限立法の違憲審査に際して比例原則を援用し、QPCとして憲法院に移送された法律の規定を違憲と判断した。

憲法院に付託された商法典L624条の6は、「債権者の代表者または管理人は、債務者の配偶者の後得財産が債務者の提供した財貨で得られたものであることをあらゆる方法で証明して、そのようになされた取得物を積極財産に統合すべきことを請求することができる」と規定していた⁽³⁷⁾。

この規定につき、申立人は、集団的債務清算手続（procédure collective）の当事者ではないにもかかわらず、債務者の配偶者に帰属する財産を集団的手続における積極財産に統合することを認めるものであって、財産権の憲法的保障を無視するものであると主張した。また、申立人によれば、この規定は、債務者の配偶者についてのみその可能性を認め、それ以外のすべての人についてはその適用を排除しており、法律の前の平等原則に反する取扱いの相違も引き起こすものとされた。QPCの申立てに対して、破毀院は、2011年11月2日判決⁽³⁸⁾において、これを憲法院に移送する判断を下した。

2 判決の内容

商法典L624条の6の合憲性につき、憲法院は、以下のように判示した。

「一方で、財産権は、1789年宣言2条および17条によって認められた人権の一つである。同宣言17条によれば、『財産権は、神聖かつ不可侵の権利であり、何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、これを奪われない』。しかしながら、この条文の意味における財産権剥奪のない場合であっても、財産権に対する制約は、1789年宣言2条により、一般利益上の理由によって正当化されなければならない、追求される目的と均衡のとれた制約でなければならない（cons. 3）。

他方で、憲法34条の適用により、所有制度、物権および民事上・商事上の債務の基本原則を定めるために、財産の取得または保全に関する諸制度を決定することは、立法者の権限に属する（cons. 4）。

本件規定は、商法典に定められた要件の下で、債務者が裁判上の清算手続、更生手続または保護手続の対象となる場合に適用される。本件規定は、債務者が資金面で参加したものの、その債務者の配偶者が取得した財産を、その債務者の積極財産に統合することを可能ならしめるものである。しかるに、このような特殊な状況の下で、本件規定は、民法の原則にしたがって指定される財産所有者ではなく、その財産の取得を可能ならしめた財貨を提供した者を真の財産所有者とみなしている。したがって、その規定は、1789年宣言17条の意味における財産権剥奪の射程には含まれない（cons. 5）。

債務者が集団的債務清算手続に服する場合において、債務者の提供した財貨によって得られたものの、その配偶者が所有者となっている財産を積極財産に統合することができるとしたことは、状況に応じて企業継続または債権者の利益の充足を可能ならしめるために、負債の弁済を容易にすることを意図したものである。したがって、この措置は、一般利益上の目的を追求するものである（cons. 6）。

しかしながら、本件規定は、配偶者による財貨の提供により婚姻期間中に取得されたすべての財産につき、その割合、その年数、財貨の出所、あるいは財貨提供時に配偶者が営んでいた活動にかかわらず、一律に積極財

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

産に統合することを認めるものである。その上、本件規定では、積極財産に統合される財産の資金面における分担割合も考慮されていない。立法者は、積極財産への統合が認められる要件を枠づけるための規定をまったく設けていないので、商法典 L624 条の 6 の規定は、債務者の配偶者の財産権に対して、追求される目的に照らして均衡のとれない制約を加えることとなる。したがって、その他の申立理由を検討するまでもなく、この規定は憲法に違反すると宣言されなければならない（cons. 7）。

憲法院は、以上の理由により、商法典 L624 条の 6 を違憲と判断した。そして、判決の効力について、憲法院は、違憲宣言の効果が QPC の申立人にも及ぶべきで、違憲と宣言された規定は適用されてはならないと述べるとともに（cons. 8）、「商法典 L624 条の 6 の廃止は、本判決の公表日より有効となる。その廃止は、当該公表日において終局判断が下されていないすべての訴訟事件に適用される」（cons. 9）と判示したのである。

3 判決の意義

本判決において、憲法院は、商法典 L624 条の 6 の規定は、1789 年宣言 2 条に由来する財産権の保護に違反するとしたが、ここでも、1789 年宣言 17 条の名における保障と同宣言 2 条の名における保障とは区別されている。憲法院は、2012 年 1 月 13 日判決と同じく、たとえ 1789 年宣言 17 条の意味における財産権剥奪にあたらな場合であっても、同宣言 2 条により、財産権に対する制約は一般利益上の理由によって正当化されなければならない、追求される目的と均衡のとれた制約でなければならないという定式を確認した。すべての財産権の剥奪が 1789 年宣言 17 条の保護範囲に含まれるとはいえないが、必要な場合には、1789 年宣言 2 条を根拠に検討されうること明らかにしたものである。

憲法院は、次に、「所有制度、物権および民事上・商事上の債務」の基本原則を法律事項とする憲法 34 条に言及しつつ、「財産の取得または保全に関する

制度を定めることは、立法者の権限に属する」としたうえで、「債務者が資金面で参加したものの、その債務者の配偶者が取得した財産」をその債務者の積極財産に統合することを可能ならしめる商法典 L624 条の 6 の規定は、民法の原則とは異なり、その取得を可能ならしめた財貨を提供した者を財産の真の所有者とみなすものであるとした。にもかかわらず、判決によれば、この規定は、1789 年宣言 17 条の意味における財産権剥奪の射程には含まれないという。そこで次に、1789 年宣言 2 条に照らして、本件規定の目的が一般利益を追求するものであるかどうか、さらに、財産権行使に対する制約がその目的と均衡がとれているかどうかを検討されることになる。

制約目的について、本判決は、負債の弁済を容易にすることを意図したものであって、一般利益上の目的を追求するものであるとしており、目的自体の正当性は肯定されている。しかし、憲法院は、本件規定の制約手段については、配偶者の負担の割合、年数、財貨の出所、財貨提供時点での配偶者の就業状態にかかわらず、一律に積極財産に統合することが認められていること、しかも、積極財産への統合が認められる要件についていかなる限界も置かれていないことを問題とした。そして、商法典 L624 条の 6 の規定は、債務者の配偶者の財産権に対して、追求される目的と均衡のとれない制約を加えるものであると評価され、制約手段の比例原則適合性が否定されたのである。

本判決は、商法典 L624 条の 6 が直ちに廃止されると宣言し、終局判断が下されていないすべての訴訟事件に廃止の効果が及ぶとした。ただし、判決においては、積極財産への統合がいかなる場合においても比例原則には適合しえないと判断されたわけではない。積極財産への統合につき、何ら限界が定められていなかったことが問題とされたのである。本件規定によるならば、債務者の負担の割合が些少であった場合であっても、その配偶者の財産は積極財産に統合されてしまうのであるが、仮に、それを防ぐ何らかの措置が定められ、配偶者の財産権に対する制約の程度が最小限にとどまるのであれば、比例原則適合

性は肯定されたのかもしれない。

以上、ここでは2012年に下された2つの違憲判決を紹介したが、いずれも、1789年宣言17条の適用される財産権剥奪の射程には含まれないとしつつ、同宣言2条により、財産権行使に対する制約の比例原則適合性が審査され、制約目的については正当であるものの、制約手段については比例原則に適合しないと判断されたケースであった。ただし、関税法典については、直ちに規定の廃止は宣言されず、立法者による法改正に委ねられたのに対して、商法典については、即座に廃止され、係争中のすべての事件に適用されることとなった。上で述べたように、憲法院は、商法典L624条の6の規定については、立法目的自体の正当性は認めており、積極財産への統合がいかなる場合においても違憲となるとまでは解していない点に鑑みれば、関税法典の場合のように、一定期間内に立法者に法改正を義務づけるという選択肢も存在しえたのであるが、にもかかわらず、憲法院があえて即座の廃止を宣告したことが注目されるところである。

なお、違憲とされた商法典L624条の6の規定の起源は古く、1807年のフランス商法典、さらにはそれ以前のローマ法に由来するという⁽³⁹⁾。また、関税法典376条の起源も1791年の法律にあるといわれる。いわばアンシャン・レジームの残滓とでもいうべき規定が200年以上にわたって存在していたのであるが、こうした規定の違憲審査は、事後審査制の導入によってはじめて可能となったことはいうまでもない。QPC制度には、まだ改善すべき問題点が存在するとはいえ、その意義は積極的に評価されてしかるべきであろう。

注

- (1) V. Hélène Pauliat, *Le droit de propriété dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel et du Conseil d'Etat*, tome 1, Publications de la Faculté de droit et des sciences économiques de Limoges, 1994, pp 48 et s. 清田雄治「フランスにおける所有権の憲法的保障とその限界」山下健次編『都市の環境管理と財産権』（法律文化社、

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

1993年）257頁参照。

- (2) 田村理「国有化法違憲判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）192頁以下、同「国有化判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）149頁以下、同『フランス革命と財産権』（創文社、1997年）8頁参照。
- (3) Décision n° 81-132 DC du 16 janvier 1982, *Loi de nationalisation*.
- (4) 清田雄治・前掲論文 258頁参照。
- (5) Décision n° 89-256 DC du 25 juillet 1989, *Loi portant dispositions diverses en matière d'urbanisme et d'agglomérations nouvelles*.
- (6) Dominique Rousseau, *Droit du contentieux constitutionnel*, 9^e édition, Montchrestien, 2010, p. 463.
- (7) Décision n° 90-283 DC du 8 janvier 1991, *Loi relative à la lutte contre le tabagisme et l'alcoolisme*.
- (8) Décision n° 91-303 DC du 15 janvier 1992, *Loi renforçant la protection des consommateurs*.
- (9) Décision n° 2000-434 DC du 20 juillet 2000, *Loi relative à la chasse*.
- (10) 清田雄治・前掲論文 278頁以下参照。
- (11) たとえば、Décision n° 2011-193 QPC du 10 novembre 2011, *Mme Jeannette R, épouse D*.
- (12) 憲法院判例における比例原則を取り扱う比較的最近の研究として、Valérie Goesel-Le Bihan, Le contrôle de proportionnalité exercé par le Conseil constitutionnel, *Cahier du Conseil constitutionnel*, n° 22, 2007 ; du même, Le contrôle de proportionnalité dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel : figures récentes, *RFDC*, n° 70, 2007 ; du même, Le contrôle de proportionnalité exercé par le Conseil constitutionnel, technique de protection des libertés publiques ?, *Jus Politicum*, n° 7, 2012 ; Jacqueline de Guillenchmidt, Le contrôle du principe de proportionnalité dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel français, in ACCPUF, *Bulletin n° 9 - La proportionnalité dans la jurisprudence constitutionnelle* ; Rhita Bousta, La spécificité du contrôle constitutionnel français de proportionnalité, *RIDC*, vol. 59 n° 4, 2007のほか、植野妙実子「フランス憲法院における比例性原則」浦田一郎ほか編『立憲平和主義と憲法理論』（法律文化社、2010年）、小島慎司「比例原則—フランスの場合」上智法学論集 56巻2 = 3号、今関源成「比例原則」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）295頁以下などがある。
- (13) Bertrand Mathieu et Michel Verpeaux, *Contentieux constitutionnel des droits fondamentaux*, LGDJ, 2002, p. 484.

- (14) Bertrand Mathieu et Michel Verpeaux, *op. cit.*, pp. 485 et s.
- (15) 条文の翻訳にあたり、本稿では、初宿正典＝辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第2版）』（三省堂、2010年）を参照した。
- (16) Jacqueline de Guillenchmidt, *op. cit.*, p. 30.
- (17) Décision n° 80-127 DC du 20 janvier 1981, *Loi renforçant la sécurité et protégeant la liberté des personnes.*
- (18) Jacqueline de Guillenchmidt, *op. cit.*, p. 30.
- (19) Réponse du Conseil constitutionnel français, in ACCPUF, *Bulletin n° 9 - La proportionnalité dans la jurisprudence constitutionnelle*, pp. 131 et s.
- (20) Décision n° 79-105 DC du 25 juillet 1979, *Loi modifiant les dispositions de la loi n° 74-696 du 7 août 1974 relatives à la continuité du service public de la radio et de la télévision en cas de cessation concertée du travail.*
- (21) Jacqueline de Guillenchmidt, *op. cit.*, p. 30.
- (22) また、小島慎司・前掲論文 71 頁以下は、「比例原則の概念に明示的に言及した例…でないとしても、実質的にこの原則を用いたと評されるフランス憲法院の判例は少なくない」として、1982年の国有化法判決をあげており、「国有化の必要性について立法者が行った評価は、明白な過誤 (erreur manifeste) がない限り、否定されえない」という説示を引用した上で、以下のように述べている。「この明白な過誤の審査は、テーズにおいてだけでなく教科書においても比例性の審査の1つに数えられるが、その理由は規制の目的となる利益と侵害される利益とを衡量し過度の侵害を抑制しているからである」(同72頁)。
- (23) Jacqueline de Guillenchmidt, *op. cit.*, p. 30.
- (24) Décision n° 2008-562 DC du 21 février 2008, *Loi relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental.* 本判決につき、フランス刑事制裁研究会「憲法院2008年2月21日裁決第2008-562号(保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律第2008-174号)」法政研究79巻1・2号、井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する2008年2月25日の法律(Loi n° 2008-174)について」法政研究77巻4号、同「フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近時の動向」法政研究79巻1・2号参照。
- (25) Jacqueline de Guillenchmidt, *op. cit.*, p. 31.
- (26) 保安監置とは、「刑の執行終了時に行われる対象者の状況の再調査によって、対象者が、人格の重大な障害を被っているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性を呈していることが証明される場合」に、刑の終了後、例外的に取られる措置であり、医療的・社会的・心理的ケアを行う「社会

的医療的司法的保安センター」への収容を内容とする。井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律（Loi n° 2008-174）について」（前掲）212 頁参照。

- (27) ただし、憲法院は、提訴された法律が保安監置の遡及適用を認めていた点については違憲と判断した。判決によれば、「保安監置の自由剥奪の性質、剥奪期間、更新回数に制限がないこと、および、裁判所による有罪宣告の後にそれが宣告されることに鑑み、本法公布前に有罪宣告を受けた者、または、公布日以前に行われた行為について公布日以後に有罪宣告を受ける者には、保安監置は適用されてはならない」からである。
- (28) Décision n° 2011-208 QPC du 13 janvier 2012, *Consorts B.* 本判決の評釈として、Sofian Anane, Conseil constitutionnel et matière douanière : un intérêt grandissant, des décisions prudentes, *RFDC*, 2012, n° 92, pp. 893 et s ; Gildas Roussel, L'inconstitutionnalité de la confiscation douanière, *Actualité Juridique Pénal*, 2012, n° 4, pp. 232 et s.
- (29) Conseil d'État, décision n° 351085 du 17 octobre 2011.
- (30) Loi n° 2012-387 du 22 mars 2012 relative à la simplification du droit et à l'allègement des démarches administratives.
- (31) Loi n° 2012-1510 du 29 décembre 2012 de finances rectificative pour 2012.
- (32) Décision n° 2011-177 QPC du 7 octobre 2011, *M. Éric A* ; Décision n° 2011-151 QPC du 13 juillet 2011, *M. Jean-Jacques C.*
- (33) Commentaire de la décision n° 2011-208 QPC du 13 janvier 2012 . http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2011208QPCccc_208qpc.pdf
- (34) 最大判昭和 32 年 11 月 27 日刑集 11 卷 12 号 3132 頁。
- (35) 最大判昭和 37 年 11 月 28 日刑集 16 卷 11 号 1593 頁。
- (36) Décision n° 2011-212 QPC du 20 janvier 2012, *Mme Khadija A., épouse M.* 本判決の評釈として、Marc Sénéchal, Portée de l'inconstitutionnalité de l'article L. 624-6 du code de commerce, *D*, 2012, n° 6, pp. 373 et s ; Véronique Legrand, L'EIRL : regain d'intérêt après l'abrogation de l'action en réunion à l'actif ?, *D*, 2012, n° 6, pp. 375 et s ; Philippe Roussel-Galle, L'article L. 624-6 relatif à la réunion à l'actif des biens du conjoint acquis avec des valeurs fournies par le débiteur est contraire à la constitution, *Revue des Sociétés*, 2012, n° 3, pp. 192 et s ; Jérôme Casey, L'article L. 624-6 du Code de commerce est contraire à la Constitution!, *Gazette du palais*, 16-17 mars 2012, n° 76-77, pp. 33 et s.
- (37) 条文の翻訳につき、佐藤鉄男 = 町村泰貴「1985 年のフランス倒産法に関する法

財産権行使の制約をめぐる事後的違憲審査と比例原則（1）

文の翻訳⁽²⁾」北大法学論集 38 卷 4 号 436 頁を参照した。

- (38) Cour de cassation, chambre commerciale, arrêt n° 1123 du 2 novembre 2011.
- (39) Jérôme Casey, *op. cit.*, p. 34.